

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

にかほ市の総人口は、昭和30年の35,944人がピークであった。その後、一時的に増加する年があったものの、平成2年以降は一貫して減少が続き、平成17年国勢調査では、28,972人と3万人を大きく割るに至り、平成27年の同調査においては、25,324人と減少ペースが加速している。

今後も若者の市外流出などによる人口減少や少子高齢化は止まらなると見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計人口によると、平成52年の本市人口は、18,007人と推計されている。

また、本市の産業構造（平成27年国勢調査時）は、第一次産業が18%、第二次産業が31.5%、第3次産業が50.5%で、就業者総数は12,300人となっている。

製造品出荷額は、平成28年度で総額1,453億円となっており、その85%以上を電子部品・デバイス製造業が占め、関連する金属部品加工等を加えると、95%を超えるとともに、地域経済分析システム（RESAS）を活用した分析では、「電機機械」の付加価値額が突出して大きくなっている。

当市に立地する製造事業者は150社を超え、その9割は中小企業基本法第2条第1項に定める中小事業者が占めているが、平成20年の経済不況による大手製造業企業の工場再編による影響などから、製造品出荷額は、3,039億円（平成20年度）の47%減までに落ち込んでおり、これに伴い、従業員数も大幅な減少となっている。（引用：平成28年経済センサス活動調査）

こうしたことから、市内の中小企業者は、人手不足や将来の事業継承等の課題に直面しており、このままの状態が続けば、域内の産業基盤の低下から、市内全体の活力が失われかねない状況である。

現在は、世界的な息の長い好景気により、受注や雇用環境は良好で、これに伴い製造品出荷額の伸びが期待される所であり、生産性を抜本的に向上させることで、人手不足や生産設備の能力不足などによる受注機会損失の改善を図るとともに、用途や規格の多様化、最終消費者が求めるニーズ変化に対応し、域内の産業基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の向上をもって受注増加や異業種の新規開拓などにつなげ、秋田県内はもとより、日本を代表するものづくりのまちを目指し、さらにその技術力と企業価値を高めながら経済発展していくことを目指す。

また、これを実現するため、平成33年における当市の生産用機械・金属製品の

製造品出荷額 148 億 6,825 万円（平成 27 年（平成 28 年経済センサス）比 3 %増）の達成を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

にかほ市の産業は、域内に数多く集積する製造業に加え、農林水産業、サービス業と多岐に渡っており、この多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現することが必要である。

従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画における対象設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

にかほ市は、大手電子部品メーカーを中心に取引先や関連する製造業が数多く集積する地域である。平成 17 年 10 月に三町の合併により誕生したまちで、西に日本海、南に鳥海山を抱き、域内産業は沿岸、内陸、山間部と広域に渡って立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（2）対象業種・事業

域内産業の内訳は、製造業のほか、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これら全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

そのため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

さらに、経済のグローバル化の進展や人口減少などによって企業間競争は加速しており、新製品の開発や技術革新、生産性向上への取組意識が高まっている。このため、事業者には、ICT・IoT の導入による業務効率化や省エネの推進、生産設備の能力向上など、多種多様な取組によって競争力を強化し、経営基盤を強くすることが求められる。

従って、本計画においては、労働生産性の年率 3 %以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等の導入にあたり、雇用の増加は求めないが、雇用の安定への配慮を目的に、導入前よりも人員が削減される先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

健全な地域経済の発展を目的に、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

納税の円滑化及び公平性への配慮を目的に、市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。